

# 図書館と著作権と資料の複写

## (その10)

### ＜楽譜の複写について＞

前回(276号)は、大学図書館における楽譜の複写について、国公立大学図書館協力委員会/大学図書館著作権委員会で作成している「大学図書館における著作権問題Q & A (第8版) 2012.3.23」での回答が、**著作権法第20条「同一性保持権」との関係で3つに分かれている**というご紹介をしました。

ここで、図書館資料という観点から、**著作権法第31条第1号**を振り返ってみましょう。

### (第31条) (図書館等における複製)

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合

上記の「公表された著作物の一部分」という個所は、一般的には「半分以下」とされていますが、楽譜という著作物を半分にしてしまうことにより、第20条の「変更、切除その他の改変を受けないものとする」という著作権者の権利を侵害してしまう恐れがあるということで、見解が分かれています。

### ＜楽譜の特性＞

図書館資料としての「楽譜」の特性を見てみましょう。

ある人がメロディーを思い浮かべて紙に書きとめる、この時点ですでに「著作物」と言えるのですが、「楽譜」として図書館に受け入れられるまでには、大変多くの人手が加わっています。まず、古い楽譜の場合は、譜面への書き起こしや細かい校訂作業が必要です。また、様々な編成に編曲された楽譜や、オペラ、歌曲等歌詞や台本の付された楽譜もたくさんあり、校訂報告や解説が付けられている楽譜もあります。

出版社では、浄書→校正→組版→印刷・製本→販売という人手が加わり、その後、図書館資料として購入し、目録化し、利用に供されます。

「楽譜」の著作権者の中には、作曲者の他に、校訂者、編曲者、作詞者、台本作者、解説者等がいることを認識しましょう。また、出版社の権利「版面権」は、現在の日本では認められていませんが、多大な労力がかけられていることへ

の理解は必要と思われます。

もうひとつ、「楽譜」はそれだけでは「音楽」とは言えず、「演奏」という行為が必要です。そのため、1曲の半分で「音楽」と言えるか?という問題も生じ、また、「演奏」に際しては、別途著作権手続きが必要となります。

### ＜著作権の制限と楽譜のコピー＞

著作権者の権利を保護するための法律である「著作権法」ですが、文化の発展という観点から、例外的に無断でコピーできる条項を設けています。第30条「私的利用のためのコピー」、第35条第1項「教育機関でのコピー」と並んで、第31条「図書館等でのコピー」があります。(最初に紹介した条文です)

ここで確認ですが、「利用者が図書館でコピーできる権利」ではなく、著作権者の権利を「例外的に制限している」条文であるということ。また、「著作権があるものに対する制限」であるということです。

噛み砕いて言えば、「本来は許諾が必要である著作権のある資料でも、調査研究のためであれば、一部分であれば、一部だけコピーを提供してもよい」ということです。そして、著作権保護期間が過ぎている資料については、適用しない、すなわち、自由利用ができるということでもあります。

### ＜保護期間と著作権の注意＞

J.S.バッハ(1750年没)やモーツァルト(1791年没)、ショパン(1849年没)等は、死後50年経っていることが明白ですので、彼らの作品そのものには、著作権はありません。しかし、これらの作曲家の作品の場合、様々な編曲されたり、校訂されたりしていますので、編曲者、校訂者、歌詞の作詞者、解説者等々の没年を調べる必要があります。

洋楽受容期の代表的作曲家・山田耕作は1965年没で、まだ著作権があります。一方、第二次世界大戦期に反戦を貫いた作曲家・吉田隆子は、1956年没ですので、その作品は「パブリック・ドメイン」(公共財産)として、自由に利用することができます。ただし、歌曲の場合は作詞者の没年の確認が必要となります。

少しややこしいことを述べましたが、安易なコピーは、創作者や楽譜出版社の創作意欲や生活の妨げにもなりかねません。音楽の未来のためにも、ルールを守るようにしてください。(ik)